母乳育児の９つのコミットメントを進めるための具体策

政治およびガバナンスのコミットメント

１．生後６ヶ月までの完全母乳育児と、２歳およびそれ以降の継続的な母乳育児の継続、促進、支援の確保

・母乳育児の重要性と乳児用調整乳のリスクに関するエビデンスを広く発信する。

・母乳育児を可能にする環境を整えるため、医療従事者に母乳育児カウンセリングの研修を提供する。

政策のコミットメント

２．母乳代替品のマーケティングに関する国際規準およびその後の世界保健総会決議のすべての条項を網羅する法律の制定、モニタリング、および施行

・母親や養護者が受け取る乳幼児の授乳・摂食に関する情報は、エビデンスに基づき商業的利益を伴わないものであることを確保する。

３．インフォーマル・セクターにおける規定も含め、公的資金で 100％保障される少なくとも 18 週間の出産休暇を規定する法律の制定

資金のコミットメント

４．生後２歳までの母乳育児率を向上させるための資金の増強

運用のコミットメント

５．乳幼児への授乳と摂食に関する熟練した医療従事者による質の高いカウンセリングの提供（医療従事者と母親の間に、最低６回の出産前、周産期、産後のコンタクトの確保）

・医療従事者の母乳育児カウンセリングに関する知識やスキルを強化する。

・母乳育児のカウンセリングを保健システムのプロトコル、政策、規範および実践に組み込む。

６．病気および脆弱な新生児に母乳を与えることを含め、すべての産科医療施設の標準的なケアとしての「母乳育児成功のための 10 カ条」の統合

７．女性が母乳育児を開始し、維持することを支援する地域プログラムの提供

・地域社会の医療従事者の研修に、母乳育児に関するカウンセリングと能力を含める。

・母乳育児のカウンセリングの知識やスキルを持つ医療従事者が率いる母乳育児支援グループを立ち上げ、地域レベルでの能力を強化する。

・母乳育児支援を既存の地域の支援体制に統合し、医療施設と地域社会を持続的に結びつける。

モニタリング、報告、研究のコミットメント

８．国内および国際的な母乳育児の目標達成に向けた政策、プログラム、および資金確保の進捗状況のモニタリング、追跡および報告の実施

９．緊急時の政策、準備、対応計画への乳幼児の授乳・摂食の包含とモニタリングの実施

・地域の保健・栄養支援ワーカーに対する、世界保健総会で採択された「災害時の乳幼児の栄養に関する指針」に基づく研修を実施する。

・研修を受けた母乳育児カウンセラーが、災害対応の一環として、被災した女性や子どもを支援できるようにする。

・母乳代替品、市販の補完食、哺乳瓶や乳首などの関連商品の寄付は避け、救援物資の配布に含められることのないようにする。